

「牛海綿状脳症対策基本計画の全部変更案」についての意見・情報について

住 所	〒 060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 2階
氏 名	一般社団法人 北海道消費者協会 会長 橋本 智子 (担当：組織活性化グループ 主幹 中田 真紀子)
連絡先電話番号	011-221-4217
連絡先メールアドレス	do@syouhisya.or.jp
提 出 意 見	<p>○ 第4 正確な情報の伝達に関する事項 2 BSEに関する正しい知識や科学的知見の普及 (P3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の基本計画と同様、BSE検査実績、BSEに関する基礎的知識や、BSEや変異型クロイツフェルト・ヤコブ病に関する科学的知見を紹介し、国民の理解を深めるとしているが、非定型BSEに関する研究の進捗状況や最新の知見に関して国民に情報提供することが明示されておらず、不十分である。これを本変更案に明記し、公表、周知を実行することを求める。 <p>○ 第5 関係機関及び地方公共団体の協力に関する事項 1 人員の確保、研究の推進等 (P4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「また、関係独立行政法人等の協力を得て、……」とあるが、誰が行うのか。国が主体となるべきと思うので、他の文節と同様「また、国及び都道府県は、関係独立行政法人等の協力を得て、……」などのように、主語を明示することが妥当と考える。 ・ 「……BSEとは異なり弧発性の可能性が示されている非定型BSEの伝達性の解明等の研究を推進するものとする。」とされたことは、当協会がこれまで主張し、要請していたことと一致しており、評価できるものである。しかし、非定型BSEに関する研究、知見に関する情報提供は不十分といわざるを得ない。 <p>○ 第6 その他対応措置に関する重要事項 2 肉骨粉及び畜産副産物の処理等に関する措置 (P4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「国及び都道府県は、飼料及び肥料としての利用が規制されている牛の肉骨粉の焼却等の的確な実施に努め、また、……」としているが、国や都道府県が利用が規制されている牛の肉骨粉の焼却等を行うと読める。それで良いのか。「的確に実施されるよう努める」趣旨であるならば、そのような記述とすべきである。